



告示

鳥取縣告示第九十三號

昭和二十三年三月十二日定例縣會を鳥取市に招集する。

昭和二十三年三月五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣告示第九十四號

昭和二十二年六月鳥取縣規則第四十八號第四條の規定により林産物検査證発元賣捌人及び賣捌區域を次のように指定する。

昭和二十三年三月五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

鳥取縣林産燃料株式会社

縣下二圖

昭和二十三年三月五日 金曜日
第千八百八十八號

本署ノ大サハ國定規格A列5

鳥取縣告示第九十五號

昭和二十二年十一月十一日付厚生省令第三十號醫藥品等配給規則第二條第一項の規定により業務上醫藥品等を使用する者及び同條第二項の規定により指定配給品中厚生大臣が指定した品目を消費する者を次の通り指定する。

昭和二十三年三月五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、業務上醫藥品等を使用する者
 - 1、助産婦
 - 2、鍼灸業者
 - 3、按摩術營業者
 - 4、柔道整腹術營業者
 - 5、理容術營業者
 - 6、指壓療法營業者
 - 7、衛生施設を有する學校
 - 8、展場
 - 9、保健所
 - 10、連合重雇傭日本人衛生施設
 - 11、日本海員財團支部
 - 12、試験研究機關

00857

- 13、市町村
 二、厚生大臣の指定する品目を消費する者
 1、妊産婦
 2、乳幼児

鳥取縣告示第九十六號

價格等取締規則第二條の規定により「労働帽子」の販賣價格の届出があつたのでこれを受理した。
 昭和二十三年三月五日
 鳥取縣知事 西尾愛治

品目	規 格	生産者販賣價格	卸賣販賣價格	小賣販賣價格
經木三平 (一二耗以下)	二寸圓子供	一四、四〇	一六、五〇	二〇、〇〇
	二寸五分同	一七、二〇	一九、八〇	二四、〇〇
	三寸二分もの	一九、〇〇	二一、八〇	二六、〇〇
	三寸五分もの	二一、三〇	二四、五〇	三〇、〇〇
	同 圓婦人	二五、五〇	二九、三〇	三五、〇〇
經木五平	二寸二分もの	一七、〇〇	一九、五〇	二三、四〇
	三寸五分もの	一九、〇〇	二一、八〇	二六、二〇
麥 稈	二寸圓子供	二一、〇〇	二四、〇〇	二九、〇〇
	二寸五分同	二四、〇〇	二七、五〇	三三、〇〇
合せ13/16	三寸二分もの	二六、五〇	三〇、五〇	三六、五〇
	三寸五分もの	二九、五〇	三四、〇〇	四一、〇〇
丸 同	三寸五分婦人	三五、〇〇	四〇、七〇	四九、〇〇

00858

00858

- 麥稈合三平 (一二耗以下)
 三寸二分もの 二九、〇〇
 三寸五分もの 三三、四〇
 三寸五分婦人 三八、八〇
 三寸二分もの 二四、三〇
 三寸五分もの 二七、〇〇
 三寸五分婦人 三一、四〇
 四寸手縮婦人 三一、四〇
 合三平ボンネット文 四五、〇〇
 四寸同盟婦人 三六、二〇
- 特殊製品
 合三平特等品
 四寸同盟婦人
- 一、四寸内は二割上りそれに五分増す毎に三割加算することが出来る。
 - 二、婦人帽は鳩目及び頭紐付の價格とする。
 - 三、生産者は荷送包装費として一枚に付三十錢加算することが出来る。
 - 四、手割型入しないものは本表品目及び規格の最も近いもの、統制額の二割下げとする。
 - 五、本價格は賣主庭先渡價格とする。
 - 六、本表の統制額は鳥取縣價格査定委員會の査定を受け

二九、〇〇	三三、三〇	四〇、〇〇
三三、四〇	三七、二〇	四五、〇〇
三八、八〇	四四、六〇	五三、五〇
二四、三〇	二八、〇〇	三三、五〇
二七、〇〇	三一、〇〇	三七、五〇
三一、四〇	三七、二〇	四四、五〇
三一、四〇	三六、一〇	四三、四〇
四五、〇〇	五一、七五	六二、一〇
三六、二〇	四一、六〇	四九、九〇

査定證紙を貼付したもの、額とし、査定を受けないもの又は査定證紙の貼付してないものは本表統制額の七割下げとする。

彙 報

◎鳥取縣公報購讀申込の件
 昭和二十三年度(自昭和二十三年四月一日至昭和二十四年三月三十一日)鳥取縣公報の有償配付を受けたものは、左記により秘書課宛申込まれた。

